

【1】要支援者情報の把握・共有

高齢者・障害者等を災害から守る「災害時要援護者登録」 (勝山市)

基礎情報

実施地域	勝山市全域
実施主体	勝山市
所在地	勝山市元町1丁目1番1号
代表者	市長 山岸正裕



要支援者の定義

- ～災害時に地域での支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した人～
- ・ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、寝たきり等により自力で避難することに支障が生じるおそれのある在宅の高齢者
 - ・重度の障害や病弱であるため、自力で避難することに支障が生じるおそれのある人。寝たきりの高齢者など、家族がいても家族だけでは避難できない人。
 - ・家族が仕事に出ている日中、一人になるなど、時間帯によって支援が必要な高齢者等。
 - ・その他地理的条件など、地域の実情にあわせて登録の必要があると判断される人。

事業の概要

必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるために支援を要する人（ひとり暮らしの高齢者や重度の障害者など）に対して、災害時の発生が予想される時や災害発生時に、地域の中で支援を受けられるようにする制度。

指定された登録用紙に必要な事項を記入し、区長を通じて市の災害時要援護者支援担当（福祉・児童課）に提出することで、災害時要援護者台帳（登録票ファイル）が市で作成され、区長はじめ各関係機関へ配布して各々が管理。

（この登録票ファイルをもとに、地域の方々により指定避難所等への避難誘導の支援を受けられます）

情報の共有者

- ・市福祉・児童課
- ・区長
- ・町内会長
- ・班長
- ・自主防災組織
- ・民生委員児童委員
- ・警察署
- ・消防署
- ・各避難所責任者

情報の共有方法

- ・災害時要援護者台帳（登録票ファイル）を市福祉・児童課で1部保管
- ・災害時要援護者台帳（登録票ファイル）を市福祉・児童課より、区長をはじめ、区長を通じ町内会長や班長へ配布
- ・災害時要援護者台帳（登録票ファイル）を市福祉・児童課より、民生委員児童委員、警察署、消防署、各避難所責任者へ配布

事業の実績、成果

災害時要援護者台帳（登録票ファイル） ※平成26年3月24日現在

- ・登録世帯数 1, 824世帯（前年度末比74世帯減）
- ・登録者数 2, 322人（前年度末比107人減）

毎年区長を通じ登録を更新することで、制度への理解と要援護者への支援が深まりつつあるが、今回登録世帯数及び登録者数共に減少している。

工夫した点

毎年、市の区長連合会及び地区区長会の席上に、健康福祉部及び総務課職員が出向き、既登録者への年度更新や新規登録を依頼している。

また、各種団体等の会議などにおいても、登録を呼びかけ拡充及び浸透を図っている。

事業の財源

- ・災害時要援護者登録568千円
内訳：243千円は国庫補助金1/2分
※セーフティネット支援対策等補助金活用
残り（325千円）は市の一般財源を活用

課題

- ・登録世帯数及び登録者数の拡充
- ・現在、個人情報保護の観点から民生委員児童委員等へは、行政情報（ひとり暮らし高齢者、年齢、障害の有無等）が提供されていない

今後の目標

登録（世帯・者）数の更なる拡充 ⇒ 支援を必要とする人が一人でも多く登録（申請）していただくことで、安全で安心なまちづくりを目指す



問合せ先：勝山市健康福祉部福祉・児童課

(TEL：0779-87-0777 FAX：0779-87-3522)